

岩手県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、釜石市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成28年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 都市計画施設（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
  - （2）名称 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）
- 2（1）種類 都市計画施設（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
  - （2）名称 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鶴住居地区）
- 3（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
  - （2）名称 嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理事業